

## ○北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要等が減少する状況下において市内の宿泊施設の利用を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的として、宿泊事業者に対して予算の範囲内において北茨城市宿泊促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、北茨城市補助金等交付規則（昭和45年北茨城市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受け宿泊施設を営んでいること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する営業を行う者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は社会通念上不適切であると判断される者でないこと。

(補助対象期間)

第3条 補助の対象となる期間は、令和4年12月1日から令和5年2月28日（令和5年3月1日にチェックアウトする宿泊を含む。）までとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、前条の期間内において、1人1泊当たりの通常料金の総額（食事代、消費税、入湯税等を含む。）が10,000円以上の宿泊商品につき2,000円以上を割り引いて販売するものとする。

2 前項の事業の実施に当たっては、宿泊者全員（12歳未満の者を除く。）から次のいずれかの書類の提示を求め、その内容を確認しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルスワクチンを3回以上接種したことが分かる接種済証又はこれに類する書類
- (2) 宿泊日当日を起算日として、検体採取日を含めて4日以内に実施した新型コロナウイルス感染症のPCR検査若しくは抗原定量検査の陰性証明又は2日以内に実施した新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査の陰性証明

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が行う前条の事業における宿泊者数に2,000円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、北茨城市宿泊促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類等の写し
- (3) 宿泊見込人数の積算根拠となる資料

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査の上、適正であると認めるときは、北茨城市宿泊促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）

にて補助金の交付額を通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）が事業の内容を変更しようとする場合は、北茨城市宿泊促進事業補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業変更の申請があったときは、その内容について審査の上、適正であると認めたときは、北茨城市宿泊促進事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により変更後の補助金交付額を通知するものとする。

(事業の中止等)

第9条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、月毎の事業の実績について、対象月の翌月の10日までに、北茨城市宿泊促進事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、郵送し、又は持参することにより市長に提出しなければならない。

- (1) 実績内訳シート（様式第7号の1及び第7号の2）
- (2) 宿泊確認書（様式第8号）
- (3) 宿泊実績が証明できる書類（領収証の控えの写し等）
- (4) 請求書（様式第9号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容について審査の上、適正であると認めたときは、北茨城市宿泊促進事業補助金交付額通知書（月分）（様式第10号）により月毎の交付額を通知するものとし補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第12条 市長は、第7条の規定により交付決定をした補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 規則又はこの要綱に定める事項に違反した場合

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

（宛先）北茨城市長

所在地  
事業者名  
代表者氏名

## 北茨城市宿泊促進事業補助金交付申請書

下記の施設について、北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、北茨城市宿泊促進事業を実施する宿泊施設として参加を申込みます。

## 記

## 1 事業を実施する宿泊施設

施設名称	所在地

## 2 補助金交付申請額

期間	宿泊見込人数	交付申請額 (2,000円×宿泊見込人数)
令和4年12月分	人	円
令和5年1月分	人	円
令和5年2月分	人	円
計	人	円

## 注意

- 対象期間は、令和4年12月1日から令和5年2月28日までです。
- 宿泊見込人数は、1日当たりの宿泊利用可能数、前年の同期間における宿泊者数や予約状況を考慮し、期間中に見込まれる数を記入すること。なお、1人2連泊までが対象になりますので、その場合は延べ人数で算出してください。
- 対象となる宿泊商品は、通常販売額（食事代、消費税、入湯税等を含む総額）が1人1泊当たり1万円を超える商品から2千円以上を割り引いた場合に限りません。

## 3 連絡先等

担当者氏名		電話番号	
E-mailアドレス			
ホームページURL			

## 4 添付書類

- 誓約書
- 旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の許可を受けたことを証する書類の写し
- 宿泊見込人数の積算根拠となる資料

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

私は、北茨城市宿泊促進事業に参加するにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく、市長の決定に対し、異議は一切申し立てません。
- 2 本事業において、要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の返還に応じます。
- 3 補助金を宿泊利用者に還元せず、宿泊事業者の利益とすることは行いません。
- 4 本事業で使用した証票類は、事業実績報告時に提出の必要がないものについても、本事業にかかる調査のため資料の提出を求められた際には、必ず提出します。
- 5 市長が宿泊促進事業による低廉化支援を受けた宿泊に関する実施状況、経理状況等について調査を実施する場合、誠実に対応します。
- 6 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものではありません。また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人ではありません。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項の暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を提供し、又は便宜を供与する等直接若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 7 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（宛先）北茨城市長

年 月 日

所 在 地  
事 業 者 名  
代 表 者 氏 名

印

第 号  
年 月 日

様

北茨城市長



北茨城市宿泊促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け北茨城市宿泊促進事業補助金交付申請書について、審査の結果、下記のとおり交付額を決定しましたので、北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件等

- (1) 宿泊者に次のいずれかの書類の提示を求め、確認すること。（コピー、画像等による確認も可）
  - ア 新型コロナウイルスのワクチンを3回以上接種していることが分かる書類
  - イ 検体採取日を含め4日以内のPCR検査又は抗原定量検査の陰性検査結果
  - ウ 検体採取日を含め2日以内の抗原定性検査の陰性検査結果
- (2) 月毎の実績報告に基づき上記額の範囲内において補助金を交付します。
- (3) 事業に変更が生じた場合は、速やかに御連絡ください。
- (4) 不正利用が発覚した場合、補助金は交付しません。
- (5) 本補助事業の対象となる宿泊事業者及び旅行事業者の一覧表を専用ホームページにて公開します。

（宛先）北茨城市長

所在地  
事業者名  
代表者氏名

北茨城市宿泊促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった北茨城市宿泊促進事業補助金について、下記のとおり変更したいので、北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 変更申請額 \_\_\_\_\_ 円（変更前 \_\_\_\_\_ 円）
- 2 計画変更の理由等

3 連絡先等

担当者氏名		電話番号	
E-mailアドレス			
ホームページURL			

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

北茨城市長



北茨城市宿泊促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付け北茨城市宿泊促進事業変更申請書について、審査の結果、下記のとおり交付額の変更を決定しましたので、北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

変更後交付決定額 金                      円

(変更前交付決定額 金                      円)

（宛先）北茨城市長

所在地  
事業者名  
代表者氏名

北茨城市宿泊促進事業実績報告書（ 月分）

年 月 日付け 第 号の北茨城市宿泊促進事業補助金交付決定通知書に基づき事業を実施したので、北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

- 1 割引実績額 円  
(対象宿泊者数 人×2,000円)
- 2 添付書類
  - (1) 実績内訳シート
  - (2) 宿泊確認書
  - (3) 宿泊実績が証明できる書類（領収証の控えの写し等）
  - (4) その他市長が必要と認める書類



様式第7号の1（第10条関係）

北茨城市宿泊促進事業 実績内訳シート（表紙）

期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

実績金額				
	総宿泊数	人数	宿泊料金（割引前）	割引総額
宿 泊 商 品	0	0	0 円	0 円
計	0	0	0 円	0 円

割引金額	
割引総額	0 円

上記報告内容に相違ありません。

事業者名

代表者名



## 宿泊確認書

宿泊施設名	
滞在期間	年 月 日～ 年 月 日
宿泊人数	名
北茨城市宿泊 促進事業 適用条件	1人1泊1万円以上の宿泊商品につき、2,000円以上が割り 引かれた場合に適用
割引額 総 額	円

私は、上記のとおり、北茨城市宿泊促進事業による宿泊料金補助の適用を受けた施設に宿泊しました。

年 月 日

宿泊者（代表者）署名 \_\_\_\_\_

（宛先）北茨城市長

所在地  
事業者名  
代表者氏名

請 求 書

北茨城市宿泊促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり 月分の補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 支店
預金種目	1 普通      2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様

北茨城市長



北茨城市宿泊促進事業補助金交付額通知書（月分）

年 月 日付け北茨城市宿泊促進事業実績報告書（月分）について、審査の結果、下記の金額を交付することを決定しました。

記

- 1 月分交付額 金                      円
- 2 上記交付後の交付決定残額 金                      円